

令和4年11月14日（月）

規制改革推進会議 人への投資WG

資料 1

# 大学等の教育研究及び経営に関する 『事後型の規制・制度』に係る 文部科学省の取組について

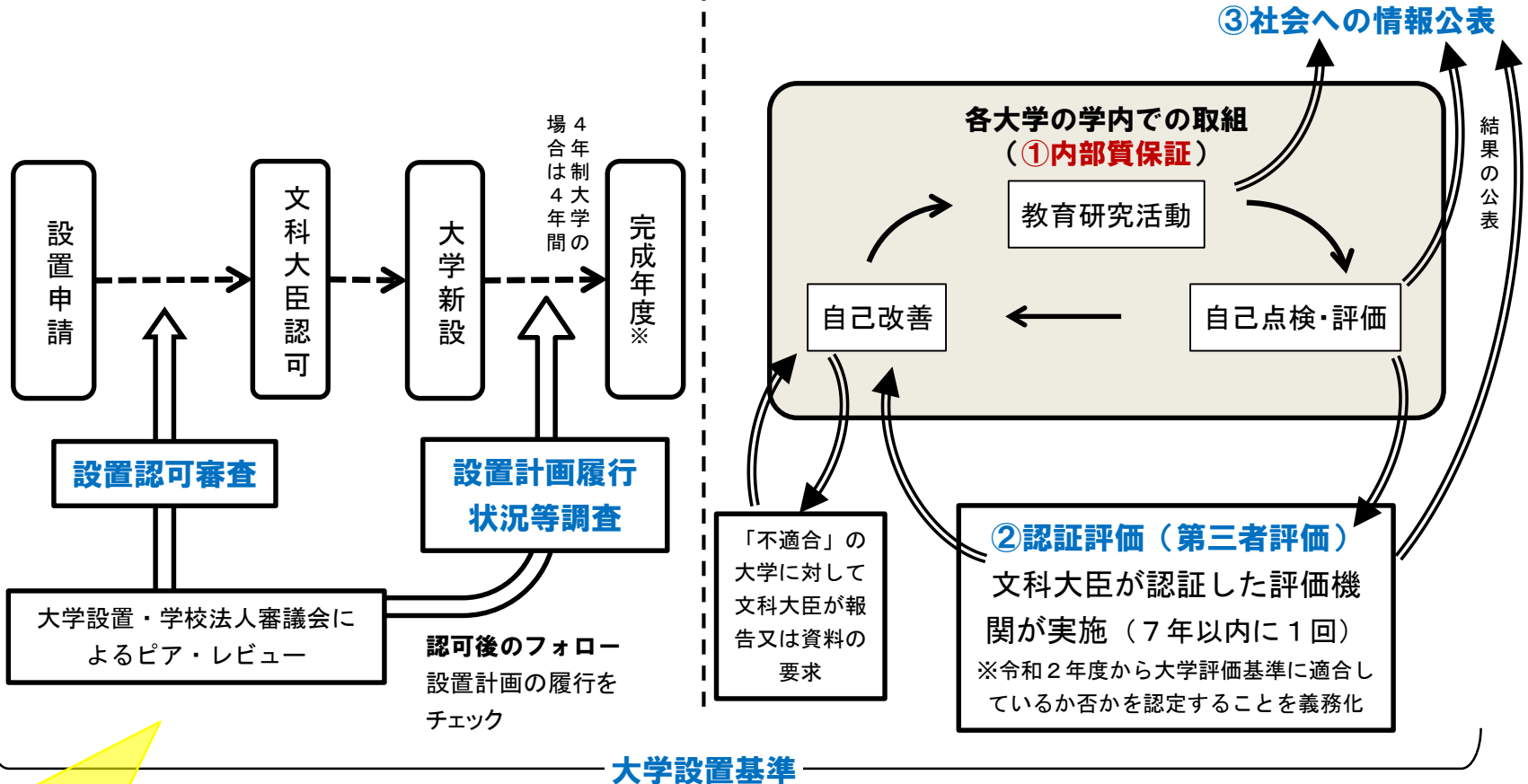


文部科学省

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】  
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



事前規制型であった大学の質保証システムを見直し、認可事項の縮減や届出制の導入など  
平成15年から設置認可を弾力化

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

※注:「完成年度」は、新設大学等に最初に入学した学生が卒業する年度のことを指す。

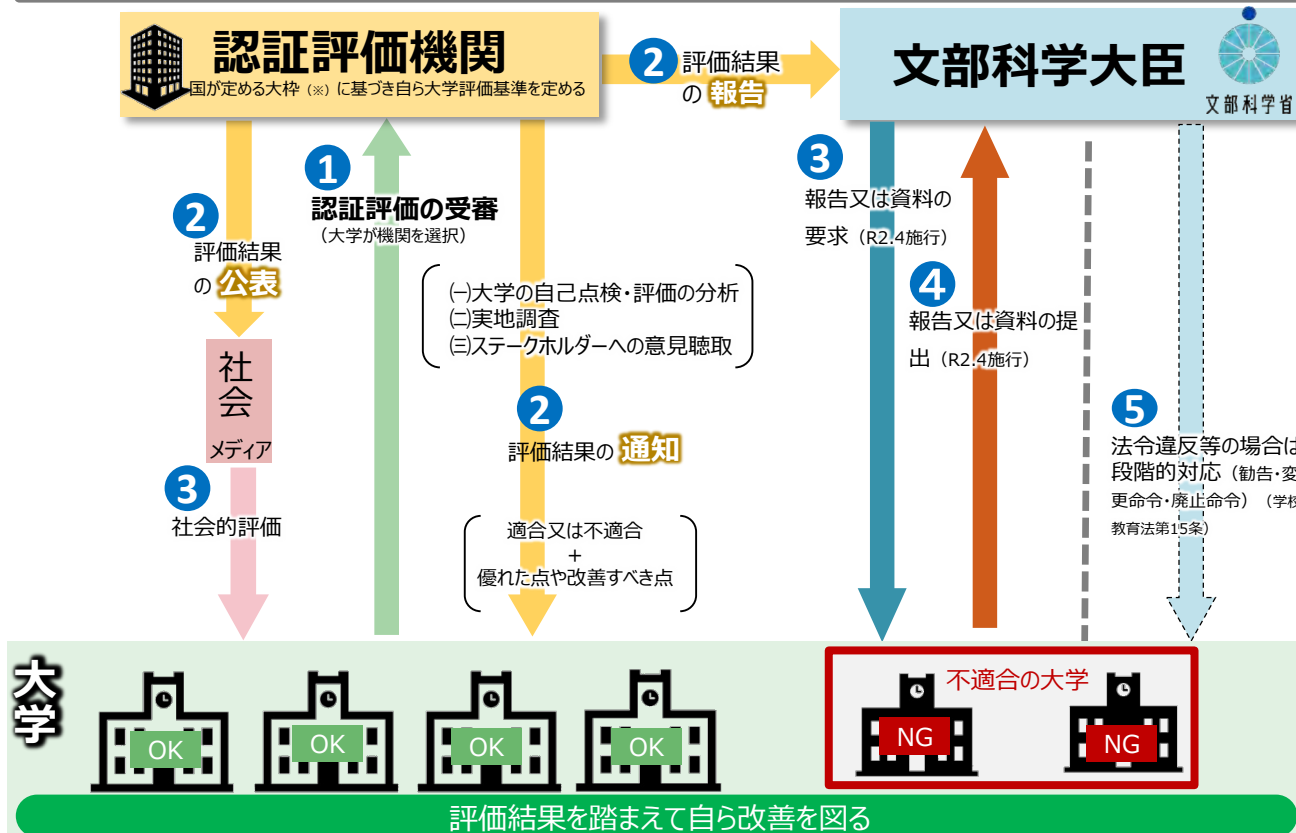
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目



## 評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

## 近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

(※) 大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

# 認証評価の実施状況

## 機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計	
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →											
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	227	2,843	
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	225	2,736	
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	82	
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	2	23	
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	1	72	
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	1	14	
廃止した大学のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計		
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →				← 第4サイクル →								
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	185		
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	144		
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	41		
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	28		
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	4		
学生募集を停止した法科大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	-	13		

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計		
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →				← 第4サイクル →								
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	22	302		
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	22	291		
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	10		
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4		
学生募集を停止した専門職大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	3		

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

# 認証評価の結果を踏まえた対応

## 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

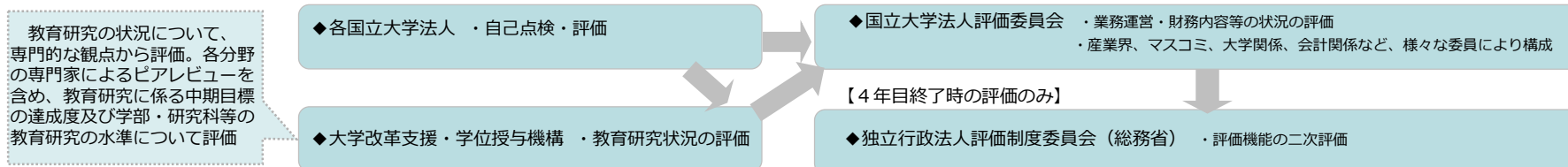
# 国立大学法人評価について

## 国立大学法人評価の仕組み

### 【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化。
- 国立大学法人評価の目的は、「国立大学法人の継続的な質的向上」と「社会への説明責任の遂行」。
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を尊重して文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その達成状況を評価するもの（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）。
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、4年目終了時及び6年目終了時に実施する中期目標期間評価を実施。
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。

### 【評価の流れ】



## 国立大学法人評価委員会

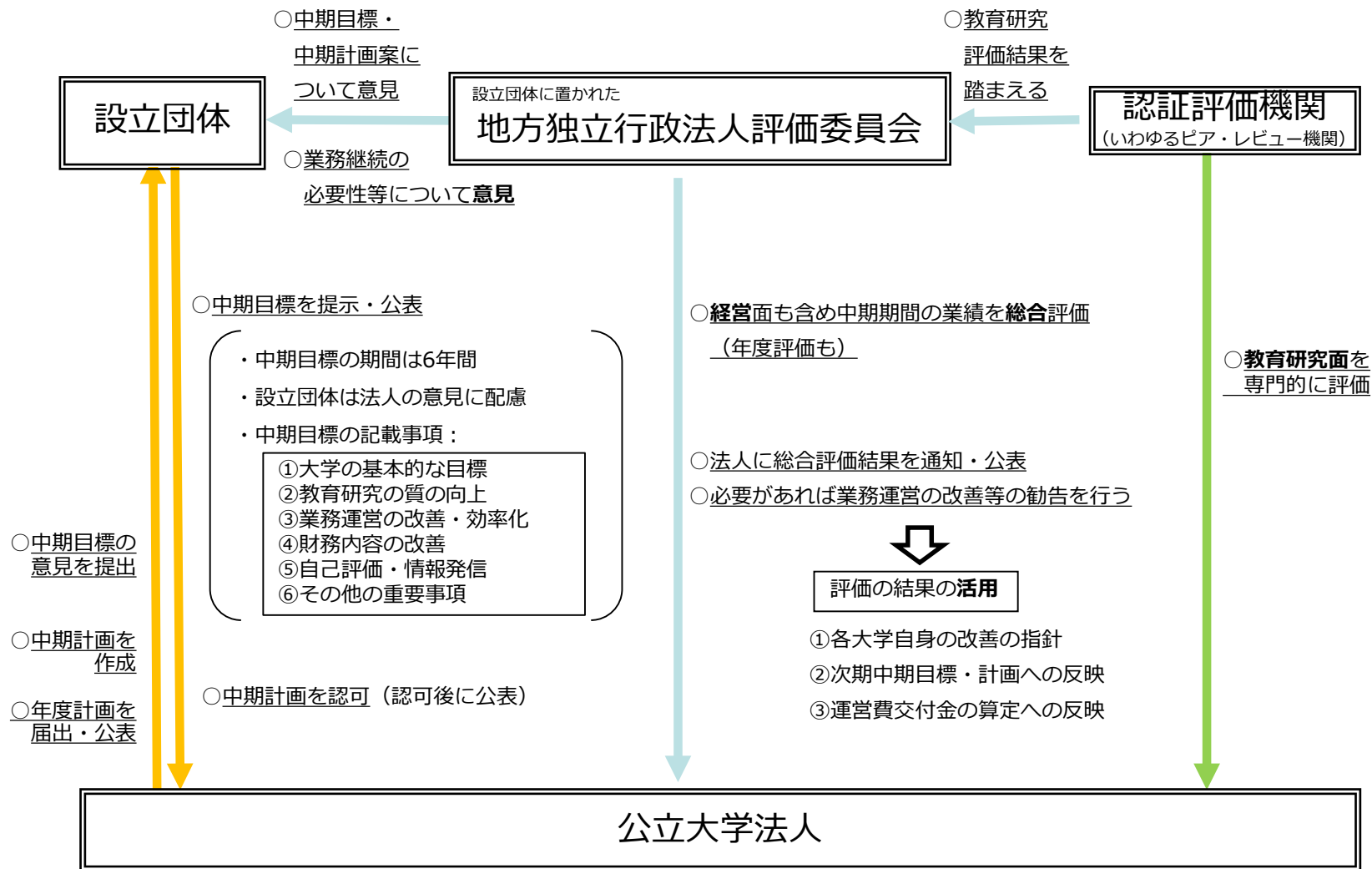
- 委員長：大橋 徹二  
(株式会社小松製作所 代表取締役会長)
- 委員の人数：正委員20名以内  
(第10期正委員20名)  
※必要に応じ、臨時委員、専門委員も可
- 構成：国立大学法人と大学共同利用機関法人を、それぞれ担当する分科会を設置。  
必要に応じ部会を設置。

\* 評価結果に対する法人からの意見申立て制度を整備

## 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3

- (中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等)
- 第31条の2 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度  
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度  
中期目標の期間における業務の実績
- 2～3 (略)
- 第31条の3 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。
- 2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする。
- 3～5 (略)

# 公立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係



設立団体は法律の運用に当たって、大学の教育研究の特性に常に配慮

# 学校法人について

## 学校法人の評価と情報公開

- 学校法人はその建学の精神に基づき、個性豊かな活動を実施。国及び地方公共団体は、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図る。
- 学校法人は、法律により作成が義務付けられた事業報告書や収支計算書等を理事会で決議し、評議員会に報告を行うなど、法人内部での自己評価が基本。作成された事業報告書等については閲覧に供することとされ、大臣所轄学校法人では、インターネットによる公表が義務。
- 外部からの評価の機会としては、例えば、以下のものが存在。
  - ・ 新たに大学を設置した法人については、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、書面調査が行われ、必要に応じて面接調査や実地調査も実施。
  - ・ 大臣所轄学校法人においては、事業計画及び中期的な計画を作成するにあたって、認証評価の結果を踏まえて作成。

## 私立学校法（抄）

（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

- 第45条の2 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。
- 2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
- 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

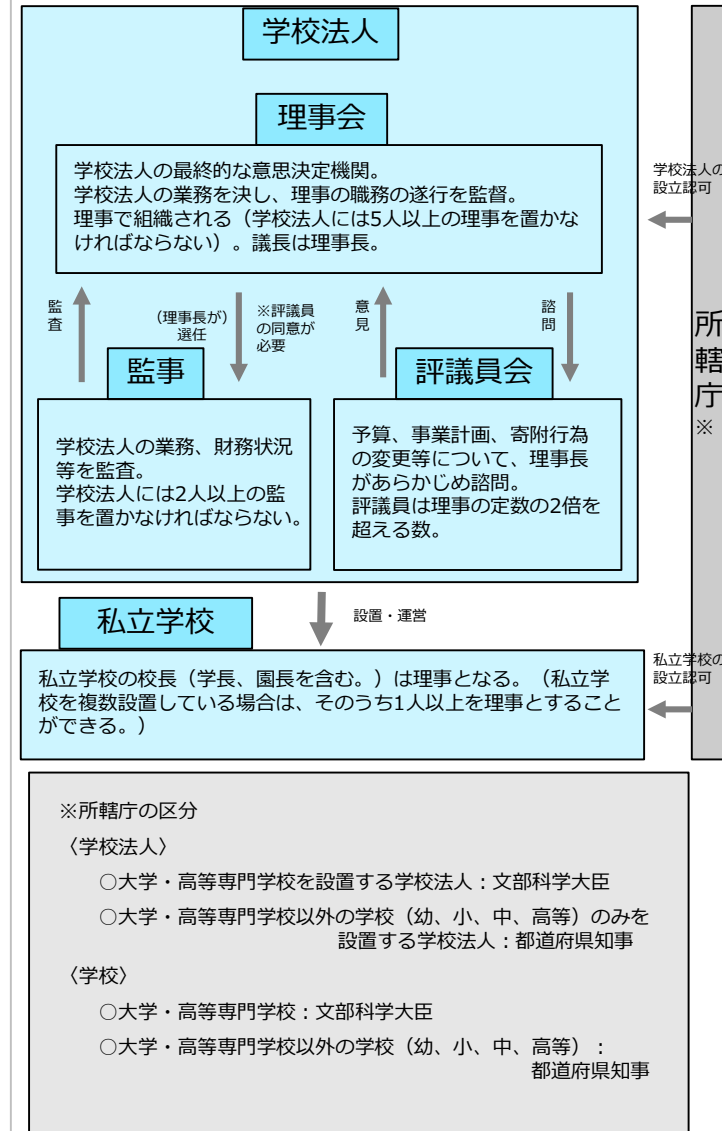
（評議員会に対する決算等の報告）

- 第46条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

- 第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。
- 2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 （略）

## 【学校法人の基礎構造】





# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年（平成28年、平成29年、令和元年に一部改正））

### 【学校教育法施行規則】

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
  - 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ハ（略）
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ（略）

# 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成23年改正に係る施行通知（平成22年発出））

## 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係）

### ① 大学の教育研究上の目的に関すること。（第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

### ② 教育研究上の基本組織に関すること。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

### ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

### ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）  
これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）  
その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）  
その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）  
その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）
- (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）
- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）